

第44回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1 日時

令和4年2月8日（火） 午後1時～午後2時30分

2 場所

大阪市役所7階 市会第6委員会室

3 出席者

（審議会委員）*：ウェブにて参加

- ・池上 綾子 ・江淵 桂子 *
- ・武田 丈 *
- ・辻 義隆
- ・ほそみ たく ・前田 直子 *
- ・森山 よしひさ ・矢倉 昌子（会長代理） *
- ・香川 婦美子
- ・中東 宏一
- ・三成 美保（会長）
- ・山田 はじめ

（事務局）

- ・山本 市民局理事
- ・福岡 ダイバーシティ推進室長
- ・森 人権企画課長
- ・藤本 共生社会づくり支援担当課長
- ・泉 多文化共生担当課長（代理出席：大野課長代理）
- ・北邑 人権啓発・相談センター所長
- ・廣原 人権企画課担当係長

4 議題

（1） 大阪市人権行政推進計画に基づく令和3年度の実施について

- ア 「人権が尊重されるまち」指標（令和3年度版）（案）について
- イ 人権啓発の実施について
- ウ 人権相談の実施について

（2） 個別の課題について

新型コロナウイルス感染症に関連した人権課題について

5 議事

廣原 人権企画課担当係長（司会）

定刻になりましたので、またウェブ参加の各委員の通信状況も問題ないことを確認いたしましたので、ただいまから第44回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところご参加いただき、誠にありがとうございます。本日の司会をいたします、人権企画課担当係長の廣原でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、まず、本日の審議会の取扱いをご説明いたします。この審議会につきましては、「大阪市人権施策推進審議会規則」及び「大阪市人権施策推進審議会運営要綱」に基づき公開いたしております。また、情報公開の観点から、本日の議事録・会議要旨について、後日、市民局ホームページに掲載する予定でございます。

なお、本日の開催にあたり、まん延防止等重点措置期間中であることもあり、審議会場内ではマスク着用や消毒などの対策を講じるとともに、事務局の説明をコンパクトにまとめるなど、コロナ禍での効率的な審議会運営に努めてまいりますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本日の資料等についてご案内いたします。お手もとに第44回大阪市人権施策推進審議会次第、同出席者名簿、同審議会委員名簿、配席図をお配りしております。資料につきましては、資料一覧のとおり、お配りしておりますので、その都度確認ください。

本日の出席委員の皆様を、事務局より五十音順でご紹介させていただきます。

池上委員です。

江淵委員はウェブ出席です。

香川委員です。

武田委員はウェブ出席です。

辻委員です。

中東委員です。

ほそみ委員です。

前田委員はウェブ出席です。

三成委員です。

森山委員です。

矢倉委員は本日出席の予定ですが、まだウェブでは参加されておりませんので、後ほどご紹介します。

山田委員です。

なお、妻木委員からはご欠席との連絡をいただいております。

また、事務局は紹介を省略させていただきますが、多文化共生担当課長の泉につつま

しては、本日、他の業務が入っております、課長代理の大野が着席しております。

それでは大阪市を代表いたしまして、市民局理事の山本からご挨拶を申し上げます。

山本 理事

市民局理事の山本でございます。本日はお忙しい中、また新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置実施中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、平素から本市の人権行政はもとより、市政の各般にわたりまして格別のご高配を賜り、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。ありがとうございます。

最近の人権を取り巻く情勢といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症が依然としてまん延する中、感染者やその家族、医療従事者といったエッセンシャルワーカー、あるいはワクチン未接種者に対する差別が引き続き懸念されておりますことから、市といたしましても啓発の取組みを進めてきたところでございます。

さて本日の審議会でございますが、まず、本市の人権課題への取組みの推移や現状を示す「人権が尊重されるまち指標」について、ご審議をいただきます。こちらは、社会環境の変化も踏まえ、毎年改正、改定しているところでございまして、昨今問題化してきているヤングケアラーの問題につきましても、この中に新たに記載させていただいたところでございます。

次に、人権啓発・相談センターでの人権啓発及び人権相談の取組みの状況についてご説明し、ご意見を頂戴したいと考えてございます。

さらに、個別の課題といたしまして、新型コロナウイルス感染症に関連した人権課題について、本市の取組み状況をご説明し、ご意見を頂戴したいと考えております。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌たんのないご意見を賜りまして、本市における今後の施策展開の検討に生かしてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

廣原 人権企画課担当係長

ここで矢倉委員がウェブで参加されましたのでご紹介します。

それでは、以降の議事の進行につきましては、三成会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

三成 会長

はい、わかりました。

では、お手もとの審議会次第に従い、議事を進めてまいります。

まず、議題 1 の「大阪市人権行政推進計画に基づく令和 3 年度の取組み状況について」の、ア、『「人権が尊重されるまち」指標（令和 3 年度版）』の案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

森 人権企画課長

市民局ダイバーシティ推進室、人権企画課長の森でございます。よろしくお願い申し上げます。

資料 1 『「人権が尊重されるまち」指標』でございます。データの PDF ファイルを送らせていただいているかと思しますので、ウェブ出席の方もお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、毎年度改定しておるものでございます。今回、細かな時点修正や字句修正のあたりは飛ばし、主な変更点を順次口頭でご説明してまいりたいと考えております。

表紙でございますけれども、令和 3 年度版になっておりまして、現在は案でございます。こちらでご意見を頂戴したうえで、3 月に発行予定とさせていただきます。次に、「はじめに」というページがございます。こちらにつきましては、変更ございません。

その次に、目次のページがあるかと存じます。目次でございますが、の「さまざまな人権課題の取組み」の 10 項目、これは変わっておりませんけれど、その下に、昨年度は新型コロナウイルス関連についての状況説明をここでしておりましたけれど、この間のご審議の経過を踏まえまして、今回は別途独立した議題としております。後ほどご審議いただく予定です。他につきましては変更ございません。

次からは、ページ番号が入っております。「人権尊重のまちの実現に向けて」でございます。

1 ページ部分の文言は、今回につきましては変更ございません。

2 ページ部分です。基本指標を 2 つ並べております。少しご説明いたします。「人権に関心がある」と答えた市民の割合と、「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思う市民の割合の 2 項目を挙げております。それぞれ上段と下段に分かれておりまして、上段が「人権問題に関する市民意識調査」、下段が「民間ネット調査」となっております。

「人権問題に関する市民意識調査」は、5 年に 1 回の実施で、昨年度が当たり年でございました。「民間ネット調査」は、毎年度実施しております。従いまして、今回については昨年度版から令和 3 年度の「民間ネット調査」の数字を加えているというところ

が変わっている点でございます。これにつきましては、他の基本指標も、すべて同様でございます。また、「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思う市民の割合につきましても同様でございます。

ここで「(注)」がございしますが、「人権問題に関する市民意識調査」と「民間ネット調査」の調査対象者と回答者数についてというところで説明がございしますので、少し触れさせていただきます。「人権問題に関する市民意識調査」は、先ほど5年に1回と申し上げました。対象者は、市において、住民基本台帳から無作為抽出した2000人ということで、比較的大きな規模の調査とさせていただいております。また、調査後に専門家の分析をお願いしております。現在分析中でございます。次回の審議会にはその結果につきまして、ご説明できるかと考えております。

一方で「民間ネット調査」は毎年度実施しており、「人権問題に関する市民意識調査」と比べますと比較的小規模の調査となっております。対象者については、受託したネット調査会社に登録されている回答者を想定しております。そのうち、大阪市民の方が回答しているという格好になっております。毎年度競争入札で調査会社が替わってまいりますので、その点で、やや市民意識調査と性質の違う調査であるとも考えておりますが、毎年度できるという意味では、こちらの「民間ネット調査」の数値を毎年度更新していくことにしております。

次のページにまいります。3ページ、「さまざまな人権課題への取組み」ということでございます。このページの文章につきましては、変更はございません。

続きまして4ページ、(1)「女性」でございます。今年度版では第2段落の「このような現状を踏まえ」というところでございますが、我が国では平成31年の「働き方改革関連法」の施行、それから「女性活躍推進法」の改正、また、令和2年12月の「第5次男女共同参画基本計画」というあたりの経緯を更新させていただいております。またこのページの一番下の段落でございますが、大阪市内におきましても令和3年3月、「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画」を策定しております。こうした経過を更新しております。

5ページにまいります。計画名称の更新と、基本指標の令和3年度の数値の追加をしております。他には変更点はございません。

6ページ、「男女共同参画に関する状況」でございます。こちらは基本指標とは別に個別指標ということで、それぞれの項目の中に少し詳しい指標、アウトプットのなものも含めて、入れさせていただいております。先ほど申し上げたとおり、「男女共同参画計画」が更新されましたので、その新計画を踏まえた項目の更新を行っております。

次でございますけれども、ドメスティック・バイオレンス(DV)です。6ページの、文書の変更はございません。7ページにまいりまして、「DVに関する施策・事業などの基本指標」のところは、令和3年度数値を追加しております。「DVに関する状況」では新計画による更新をしております。特に、2項目目でございます。配偶者・パート

ナー間において、「なぐる・ける」だけではなく、「メールなどをチェックしたり、付き合いを制限する」をDVとして認識する市民の割合ということで、新計画では物理的な暴力だけではない部分にも力を入れるものとなっております。

次にまいります。8ページでございます。(2)「こども」でございます。真ん中、児童虐待と書いている見出しの上の段落でございます。「大阪市こども・子育て支援計画」が第2期に入っておりますので、計画名の更新をいたしております。

その次の児童虐待の項目の下から2行目のところでございますが、最近の動きといたしまして、令和3年4月には、東淀川区に北部こども相談センターを開設しました、ということで、文章を入れさせていただいております、現在、3か所ということになっております。

9ページにまいります。9ページは「児童虐待」の続きと、「いじめ・体罰」ということでございますが、数値の時点修正のみで変更点はございません。

10ページでございます。「こどもの貧困対策の推進」について変更はございませんが、その次に、このページの下半分に「ヤングケアラー」を新設させていただいております。ヤングケアラーと申しますのは、法令上の定義はございませんが、一般的に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもとされています。そういったことに時間を費やすことによって、こどもらしく過ごせていない可能性があるということでございます。大阪市ではヤングケアラーの支援を推進するため、令和3年5月に副市長をリーダーとするプロジェクトチームを設置し、関係所属の連携のもと全市横断的な検討を進めておるところでございます。こちらの文章を、新たに追加いたしております。

11ページ、「こどもに関する施策・事業などの基本指標」でございますが、令和3年度数値を追加させていただいております。

12ページ、こどもに関する個別指標でございますけれども、こちらは昨年度と同じ項目になっておりますが、上から3つ目に「自分によいところがある」と思うこどもの割合というところがございます。この項目につきましては、昨年度、こどもの生きる力や自己肯定感との関係でよりよい指標がないか、というご指摘をいただきまして、こども青少年局とも調整を図ったのですが、これよりよい項目がちょっと見当たらなかったということで、同じ項目で継続とさせていただいております。

13ページでございます。(3)「高齢者」のところまいります。

高齢者ですが、令和2年国勢調査を反映し、全面的に書き換えさせていただいております。国勢調査の結果によって、高齢化が進む全国と大阪市の数字を挙げさせていただいております。第2段落の大阪市の高齢化率とか、75歳以上人口についての今後の見込みを記載させていただいております。

医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者、重度の要介護認定者、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者なども増加すると見込まれるということでございます。さらに近年では、高

高齢者虐待、高齢者に対する詐欺事件など、高齢者を巡るさまざまな問題が生じています。

次の項目は、こうした中での大阪市の取り組みでございます。2行目でございますが、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進に向けまして、昨年3月、新たな「高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画（令和3年度～5年度）」を策定したということでございます。高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実、介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことができる社会の実現を目指します。併せまして、「人権尊重の社会づくり条例」の関係もございませぬけれども、高齢者の権利擁護や虐待の防止解決等に向けた施策の推進を図りますと記載させていただいているところでございます。

14ページの基本指標につきまして、令和3年度の数値を追加させていただいております。

15ページの個別指標ですが、計画が変わったことに伴い福祉局の運営方針で新たな項目といたしまして、「認知症サポーターによる支援チーム数」をひとつ入れさせていただいておりますけれども、事業を開始したところであり、目標値を掲出させていただいております。

16ページ、(4)「障がいのある人」のところでございます。

16ページから17ページにつきましては、文章の変更はございません。令和3年度数値の追加を行っております。

18ページ、個別資料でございますが、項目は変更ございません。現在の計画に掲げる目標数値に関しては現況数値の更新を図っております。

続きまして19ページ、「同和問題（部落差別）」のところでございます。文章について主な変更があるところは、20ページの4行目でございます。大阪府が令和2年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」においても、不動産や住宅を選ぶ際の忌避意識などが依然として残っていることがわかりました。これまでは平成27年度調査の結果でございましたが、今回の調査の単純集計結果からわかる内容に更新させていただいております。同和問題（部落差別）につきましては、その他、記載事項について説明を追加した箇所がございます。

基本指標につきましては、令和3年度の数値を追加しております。21ページの個別指標ですが、項目につきましては、変更はございません。

22ページ、(6)「外国人」のところでございます。1段落目につきまして、最新の数値に沿った記載に改めさせていただいております。2段落目でございますけれども、前回の人権施策推進審議会まで継続的に審議、あるいは報告などをさせていただいております「大阪市多文化共生指針」を軸に、記載順を変更しております。

本市の外国人住民を取り巻く状況の変化を踏まえ、多文化共生施策を進めるにあつ

での方向性を示すため、「大阪市多文化共生指針」を令和 2 年 12 月に策定し、引き続き、多文化共生社会の実現に向けて、必要な施策を総合的に推進してまいりますと書かせていただいております。

5 段落目でございます。この冊子への記載としては新規になりますけれども、「大阪市多文化共生指針」にうたわれている考え方を踏まえた記述を加えております。外国につながる市民は支援されるだけの存在でなく、地域の一員として、大阪をともにつくる担い手でもありますということで、外国につながる市民が積極的に地域社会に参画できるような環境づくりを進めてまいりますと記載させていただいております。

続きまして 23 ページでございます。本文変更はございません。基本指標につきましては令和 3 年度の数値を追加させていただいております。個別指標が 4 つありますが、上から 2 つ目が新しくなっております。「大阪市の外国人住民総数のうち、大阪市ホームページで各種手続きなど暮らしにまつわる生活情報(生活ガイド)が母語で提供されている外国人住民の割合」ということで、この状況の推移を入れさせていただいております。多様な言語手段による情報提供その他相談対応の充実を図っていくということでございます。

続きまして、25 ページ、(7)「個人情報の保護」ということでございます。これにつきましては、2 段落目、「わが国では」というところでございますが、その下から 3 行目「また、令和 2 年 6 月には」というところですが、不正な方法による個人情報の利用禁止の明確化や自己情報の利用停止等の要件緩和などの改正が行われ、この全面施行が令和 4 年 4 月ということになり、本市では改正点の周知に取り組んでおるところでございます。この記述を入れさせていただいております。

26 ページの基本指標につきましては、令和 3 年度を追加しております。

続きまして、27 ページでございます。(8)「犯罪被害者等の支援」が 2 ページにわたっておりますが、文章に変更はございません。基本指標につきましては令和 3 年度の数値を追加しております。

続きまして 29 ページ、(9)「ホームレス」でございます。この文章も変更点はございません。30 ページの基本指標については、令和 3 年度の数値の追加でございます。個別指標につきましても項目に変更はございません。

31 ページ、最後のテーマ、(10)「LGBT などの性的少数者」というところでございます。文章の 1 段落目の下から 4 行目の最後のところからです。「また、本人の許可なく他人に性的指向や性自認などの個人の秘密を暴露すること(アウティング)も、自分のセクシャリティを他人に知られたくない人にとって、重大な人権侵害です」と、このアウティングに関する文章を追加させていただいております。

32 ページの基本指標は、令和 3 年度の数値を追加しております。その下に「その他指標」ということで 2 項目、追加しております。ひとつは、「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度の宣誓組数(累計)」で、累計表示で数字を入れております。また、その

下に、「大阪市 LGBT リーディングカンパニー認証制度の認証件数（累計）」を新規で入れております。

その次でございます。33 ページからの 「人権行政の推進」の項目でございます。

この 33 ページ、34 ページの(1)「人権啓発相談の取組み」、36 ページの(2)「人権行政の担い手づくり」、それから 37 ページの(3)「人権の視点からの行政運営の推進」、この 3 つでございますが、いずれも文章に変更はございません。データにつきまして、時点の修正をいたしております。

長い説明で恐縮でございましたが、『「人権が尊重されるまち」指標(令和 3 年度版)』の案をご説明させていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

三成 会長

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から『「人権が尊重されるまち」指標(令和 3 年度版)』(案)についてのご説明がありました。皆様、ご意見とか、ご質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

池上 委員

ひとつ気になったのは指標ですね。各項目の指標で「民間ネット調査」のところ、全体的に数値は令和 2 年度がすごく高く、前後に比べて突出しているということですが、先ほどおっしゃった入札で年度毎に替わる業者さんの設定が変わっていて、もしかしたら質問とかのとり方が違うとかがあって、その結果の数値なのかなとも感じます。

専門の方で今分析中ということですので、そういったことが最後までめられる時に出るのかどうかというのを、ちょっと聞かせていただきたいのですけど。

森 人権企画課長

はい。ありがとうございます。

今のご質問につきましては、専門家の分析をかけているのは、5 年に 1 回の「市民意識調査」のほうでございますので、「民間ネット調査」につきましては、改めて分析するというところまではいたしておりません。「民間ネット調査」の結果につきましては、いちおう年代別にも分かれた調査結果がございますが、こちらは、別途、大阪市のホームページのほうに出しております。令和 3 年度の結果あるいはローデータ等につきまして、ホームページに掲載させていただいているところでございます。全般的に数値は令和 2 年度がすごく高く、令和元年度と令和 3 年度はそれよりも低いという形になっております。

「民間ネット調査」は、全市的にこういった調査の仕方で行うということで進めております。もちろん入札ということで、同じ事業者さんにずっとということにはなりません。

ん。それぞれの調査会社さんが登録した回答者をお持ちであるということ想定して、受託していただいているという格好になっております。

多少、その時その時というふうなこと、もともと意識でございますので、例えば大きなニュースがあったとかでも変わったりするものでございますから、ちょっと長めの目を持って見ていくということも必要かなと考えております。

ただ、今回、非常に数値が低かったということで、こちらのほうでもいろいろと調べました。資料に載せきれてはいないのですが、ここに載っている記録のもうひとつ前の年、平成 30 年度ですけれど、この年は「民間ネット調査」の試行の年として、9 項目について試行的に同じやり方で調査を行いました。そのときに受託した事業者さんが、この令和 3 年度の事業者さんと同じだったということで、平成 30 年度と、令和 3 年度を比べたらどうかということと言いますと、幸いにしてすべての項目で平成 30 年度を上回っておりました。

なかなか予算的な問題等もございまして、毎年度、詳細な調査をするということは難しゅうございますので、こういった数値を参考にしながら、そこに出てきている人権に関する問題につきまして検討して、ご審議いただき、ご意見をおっしゃっていただくきっかけになればというふうに考えております。

あとひとつ、言い漏れておりましたが、設問自体は受託した事業者によって変わることはございません。この設問で実施していただきたいという指定をいたしますので、落札された事業者によって設問が変わってもいい仕組みではございません。よろしく願い申し上げます。

三成 会長

はい。ありがとうございました。

よろしいですか。他、何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

池上 委員

10 ページの、こどもの項目のところ、最後のところに、新しくヤングケアラーについての問題ということで、最初にご挨拶いただいた山本理事も、新たに付け加えましたということをおっしゃっていました。これは、昨今すごく問題になっていて、私も今日初めて学校の資料を見せていただき、大阪市が早くに副市長さんをリーダーにされてプロジェクトチームを立ち上げられているということを知りました。

これを、この指標の中で周知しにくいものではあると思うのですが、大きな社会問題になりつつあることなので、大阪市としての取り組みを、こんなに早く始めていますというアピールを、もう少し何かこう、序章の文章のところに入れるようなアピールの仕方はないでしょうか。

森 人権企画課長

はい。ありがとうございます。

この冊子ということだと、どうしても全体の中の1項目であるということになります。子どもの問題につきましては、今回、記載内容の変更等はあまりないとはいえ、いじめとか、貧困対策とか、虐待とか、これまでの大きな問題もございます。従いまして、この冊子としてやはり全体のバランスということもあろうかと考えております。

今、このプロジェクトチームがどんなことに取り組んでいるかといいますと、国の全国調査がありますけれど、今、市としても独自の調査を進めているということでございます。プロジェクトチームの会議が、ホームページで確認すると3回行われておりますが、3回目の資料によりますと、本市における対応としまして、大きく3つございます。

1つは早期発見と把握ということでございます。これにつきましては、先ほど申し上げました市立中学校とか市立高校の実態調査を進めております。市立高校はもうすでに結果が出ておりますが、市立中学校についても調査して取りまとめされているということでございます。

それから、2つ目でございますが、支援策の推進ですね。これは悩みの相談ですとか、関係機関の連携支援とか、教育現場への支援とか、適切な福祉サービス、あるいは幼い兄弟をケアするヤングケアラー支援という項目が挙がっております。被害を受けているのが子どもということで、それに対応して現場でどういうところを見ていくべきか、結構幅広いところがあるというのが特徴かと考えております。すでに取り組んでいるということと言いますと、各区役所における相談窓口の設置・明確化といったところがすでになされて、進められているということでございます。

3項目目に、社会的認知度の向上と記載されております。各区役所の相談窓口の周知とか、それから国の広報啓発ポスターの配布とかに取り組んでいるということでございます。令和4年度の予定ということで、独自の広報啓発ポスターということも検討をされているということでございます。

このプロジェクトチームは、副市長、こども青少年局長、教育次長、それからリーダーが指名する区長2名、福祉局長、健康局長という形でチームを組んでおりますので、全市横断的に進めて、知っていただく、ということにも非常に力点を置いて進めているというふうに認識しております。よろしく申し上げます。

三成 会長

はい、ありがとうございました。

ヤングケアラー、非常に今問題になっておりますね。

ほか、何かございますか。はい、どうぞ。

中東 委員

資料の6ページのところで、男女共同参画に関する個別指標が載っておりまして、上から3つ目の項目、性別役割分担意識の解消ということで、家事・育児に費やす時間が30分を超える市民の割合というところですが、この項目については、性別役割意識、役割分担という意識を変えるというところと、さらに行動まで変えてもらわなきゃならないということで、かなりハードルの高いものになっていると思うのです。

その中で、育児というのは、何歳までのお子さんを対象にするのかと考えたのですが、ここではお子さんの年齢という切り口ではなくて、20歳から40歳の男性を対象として、調査をされるということですよ。40歳代というと、49歳までが対象になるのですが、そうすると、高校生とか、大学生のお子さんも対象になってくるということになりますよね。これは私の偏った思い込みかもしれませんが、男親が高校生・大学生の子どもに、平日30分以上、子育てに費やすっていうのは、なかなか難しいのではないかなあというふうに思うのですよ。まして、それが娘さんであれば、なおさらではないかというふうに思うわけです。

そこで、家事に関する設問というのは、40歳代でも50歳代でもいいとは思いますが、育児への参画状況の調査ということに関しましては、30歳代までぐらいを対象にしたほうがいいのではないかなあというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

三成 会長

はい。

ちょっと確認させてください。今のご質問に関連してですが、育児の場合、子どもの年齢というのは、一定程度で区切っているということでしょうか。その辺りはどうなのですか。事実関係として、まず確認させてください。

森 人権企画課長

はい。申し訳ございません。男女共同参画課の所管になっておりますけれども、この育児というところの年齢をどこで区切っているかというところについて、今手もとに資料がございませんので、ちょっとお調べさせていただきたいというふうに思います。申し訳ございません。

三成 会長

そのうえで、今、年代を30歳代ぐらいまでのいいじゃないかというご意見でしたが、これについては、子どもの事実関係、年齢の事実関係を確認したうえで改めてまた検討していただくという理解でよろしいですか。

森 人権企画課長

はい。今、いただきましたご意見につきましては、男女共同参画課、女性活躍促進の担当のほうに伝えまして、後日にお返事させていただきたいと考えております。

よろしく願い申し上げます。

三成 会長

はい。ほかに何か。

今のような事実関係のご確認も含めてですね、何かご質問、ご確認、ご意見ございませんでしょうか。

はいどうぞ。

矢倉 委員

今の質問に関連してですが、令和元年度は、育児も 46.4%で、家事・育児あんまり変わらないですけど、令和 2 年度がえらく家事と育児の割合が変わっているっていうのは、同じ質問を同じ年齢層の方にされて、これだけの差があったっていうことなのでしょうか。

森 人権企画課長

恐れ入ります。「(注)」のところに書いてございますけれども、先ほど人権全体の調査について説明したところと、ちょっと似たところがあるかと思うのです。この 6 ページの「 2」のところに、令和元年度は「男女共同参画に関する市民意識調査」にて計測とございます。令和 2 年度につきましては、「民間ネット調査」にて参考計測という形にさせていただいておりますので、これは「民間ネット調査」は共通でやっておりますので我々も大体感じがわかりますので、先ほど申し上げたような特徴を持った調査をさせていただいていると思います。男女共同参画に関する市民意識調査につきましても、これも毎年度やっていることではないのだろうというふうに考えておりますので、聞いている趣旨、質問の趣旨は当然変わらないと思うのですが、聞かれる対象につきまして、毎年度同じ調査ができていないわけではないのかと考えております。

三成 会長

はい。ちょっと私のほうからも、確認をさせていただいてよろしいですか。

この平日の育児に費やす時間 30 分というのが、令和元年度からずっとあるようで、みだりに項目を変えるとというのは望ましくないと思うのですが、ただ、家事とか育児という概念は非常に微妙な問題があって、他人のための家事と、自分のための家事というのは違うと思います。自分のための家事は、生きていくためには絶対誰も必要ですよ。それを 30 分ということで区切るということの合理性が、ちょっとわからないという気

もいたします。このあたりの家事・育児というものをどのように考えているのか、30分というのを、どういう基準で設定しているのかということについては、もう少し説明していただいたほうがいいかなと思います。

今日でなくても結構ですから、男女共同参画の方とも、担当の方ともご相談のうえです。ね、わかりやすくご説明いただけたらと思います。

森 人権企画課長

ありがとうございます。

承知いたしました。

三成 会長

ほかに、何かございませんか。

はいどうぞ。

前田 委員

ヤングケアラーについて、全国で調査がされていて、大阪市のほうでもされているということ、プロジェクトチームについてもご紹介いただいて、実際に対応されているというのは非常に良いことだというふうに拝聴しました。

この10ページの記述について、少し感じたことを述べさせていただくと、確かに現実には友達と遊ぶ時間や宿題をする時間が確保できなくて、学校に遅刻したり、行けなかったりするっていうのは、これは問題だと思うのです。こどもらしく過ごせていない可能性というのは、今その一人の現実の問題だけではなく、そういう環境にあるということには、こどもの貧困の問題もあります。それから、さらにもう少し長期的に見ると、高等教育への就学機会が制限されるという側面がやはり深刻な問題として、そのあとに控えているのだと思うのです。先ほどご紹介いただいたプロジェクトチームの構成メンバーを伺っていると、もうすでに教育長さんや福祉の分野の方がお入りになっているということなので、その辺りも念頭に置かれてプロジェクトチームを構成されていると思います。そういう視点をもう市のほうでお持ちなのであれば、少しそういう記述に、追加というか、もう少し中長期的な視点の部分は付け加えていただくと、よりよいのではないかなというふうに感じました。すいません。これは単なるコメントです。以上です。

三成 会長

はい。ありがとうございました。

ほかには、いかがですか。

これはご参考までということですが、ヤングケアラーのことが問題になって、2021年

から一応プロジェクトチームが出来ているってことですが、数字的にはどのくらい、ヤングケアラーという問題を抱えている子どもさんたちがいるという状況なのでしょうが。

森 人権企画課長

すでに出ているのが、市立高校の生徒への実態調査の結果です。市立高校生全員 11,381 人を対象として調査を行い、回答率 31.9%、回答者数 3,627 人でございます。ただ市立高校生全体で 3,627 人が回答していますけれど、大阪市に居住していない生徒もいます。居住地を回答した人が 3,139 人で、そのうち 2,055 人が大阪市在住ということで、65.5%が大阪市在住となります。戻りまして、この回答者 3,627 人のうち 193 人、5.3%が世話をしている家族がいると回答しています。参考といたしまして、国の全国実態調査では 4.7%で、府立高校の調査では 6.5%となっておりますので、本市は全国と府の間の数値になっています。

三成 会長

はい、ありがとうございました。

一定数の子どもさんがヤングケアラーである実態が、もうすでに明らかになっているということですね。

はい。他に何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

ほそみ 委員

31 ページの LGBT などの性的少数者のところなのですが、私もこの会議で言わせてもらったかと思うのですが、アウティングのこと入れていただいて、すごくよかったなと思います。

それと、32 ページの事業の指標のほうの基本指標ですけれども、「大阪市は LGBT などの性的少数者の人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである」と思う市民の割合ってというのが、市民意識調査のほうで、やっぱり平成 27 年度の 39.7%から、5 年後の令和 2 年度は 51.7%と、10%以上も上がっているっていうのは、2013 年だったと思いますけれども、性的少数者の人権課題に取り組み始めて、あとパートナーシップ制度も大阪市は日本の中では早かったと思うのですが、そういう取組みがやっぱり認められた結果なのではないかなと思います。どうもありがとうございます。

森 人権企画課長

はい。ありがとうございます。

実は、基本指標の中で、この項目だけが、昨年度の「民間ネット調査」の数字を超え

ています。他の項目が軒並み下がっている中で、この項目だけは昨年度を超えています。あともう1項目、昨年度と同じ数字がありましたけれども、上がったのは確かこの項目だけだったと考えております。

三成 会長

はい。喜ばしいことだと思います。

他に、何かございますか。よろしいでしょうか。ウェブ参加の方もよろしいでしょうか。

いろいろご意見、ご確認がございましたので、事務局及び各所属において、令和3年度以降の取組みを進めていただくよう、お願いしたいというふうに思います。

では、続いて次に行ってもよろしいでしょうか。

次に、議題1の「大阪市人権行政推進計画に基づく令和3年度の取組み」についての、イ、「人権啓発の取組みについて」、そして、ウ、「人権相談の取組みについて」という2つについて、一括でご説明をお願いして、その後、質疑としたいというふうに思います。

では、事務局からご説明をお願いします。

北邑 人権啓発・相談センター所長

人権啓発・相談センター所長の北邑でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。このまま着座で失礼いたします。

それでは、会長のほうからございましたように、資料2の人権啓発と、資料3の人権相談、一括してご説明させていただきます。

まず資料2に基づきまして、「令和3年度大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについて」ご説明させていただきます。

まず1ページでございます。「地域密着型市民啓発事業」でございますが、地域に根差した啓発の担い手として活動していただいております、人権啓発推進員の皆様方を対象とした各種の研修を実施しており、地域における人権啓発の一翼を担っていただく人材の育成を目指す事業でございます。

人権啓発推進員につきましては、平成30年4月より、新たに「大阪市人権啓発推進員制度実施要綱」を定め、市長の委嘱としました。また、人権啓発推進員の役割を、本市が行う人権啓発事業の運営、その他市民に関する人権啓発に関する業務、並びに人権に関する問題または市民からの相談を区役所、その他の関係機関の窓口等に取り次ぐ業務というふうに要綱で決めました。

令和3年度の取組みといたしましては、新任の推進員を対象とした研修をはじめとして、4つの研修と、人権教材の提供となっております。全推進員対象の情報共有等を目的とした研修、各地域におけるリーダー的推進員の養成を目的とした研修につきまして

は、単なる座学のみではなく、参加型の要素を取り入れる形で研修を運営しております。

今年度につきましては、新任推進員の研修と情報共有研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえまして、資料の配付をもって研修の実施といたしました。また今後予定しておりますリーダー養成研修につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして、実施方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、2ページの「市民啓発広報事業」ですけれども、様々な媒体を活用し、市民に人権問題への理解を深めていただくよう広報を行うものでございます。最初に、「啓発資料作成増刷及び啓発映像ソフトの購入」ですが、適宜、有効な資料等を購入し配布貸し出しを行っております。利用者アンケートを参考にしながら、LGBTの問題あるいはハラスメントの問題など、今日的に関心の高いテーマを含め、様々な課題についてのDVD等を購入しております。令和3年12月現在の貸出実績といたしましては、貸出本数は299本、延べ6,793人の方に視聴いただいております。

次に、2ページから3ページにまたがっておりますが、人権啓発情報誌であります「大阪市人権だより KOKORO ねっと」の発行ですが、新型コロナウイルス感染症の問題など、今日的な身近な問題を掲載するなど興味を引く内容を増やし、紙面の内容の充実を図るほか、ホームページにデジタルブック形式を設けるなど、読みやすくする工夫をし、読者層の裾野を拡げるよう取り組みました。年3回発行し、125か所の本市関係施設、140か所のOsaka Metroの駅等へ配架しております。

特に、2月発行分につきましては、小学校高学年の児童向けにインターネットと人権を題材にして、4ページの特集号として、37,000部を作成しております。これは平成28年度からの取組みで、約30の小学校、約19,000人の6年生児童を対象として、配布はもとより、授業や課外活動の教材として活用してもらっているところでございます。

昨年度の取組み状況といたしましては、アンケートの回答結果として、道徳の授業やホームルーム等で活用していただいております。従来から、イラストが子どもにとってわかりやすいものになっているとか、イラストから考えるという形をとってもらっているのがよかったなど、概ね評価をいただいているところでございます。

今後、小学校高学年に向けた人権課題として、いじめを教材とすることに引き続き高いニーズがあるとともに、インターネットと人権というテーマについても先生方が非常に高い関心を示しておられます。加えて、多文化共生ということについても関心が高いという結果が出ております。これらを踏まえまして、引き続き今後のテーマの設定を教育委員会と協議しながら行なってまいりたいと考えております。

3ページの、「障がいのある人にかかる人権啓発教材作成事業」でございますけれども、人権への関心を高める必要のある若年層を対象として実施しております。今年度につきましては、小学生向けの啓発教材を作成し、今後小学校の授業において活用を図ってまいります。

次に、4ページ目の、「参加・参画型事業」ですが、市民が主体的に人権を学ぶ機会を

提供することを目的としており、とりわけ人権への関心を高める必要のある若年層を対象に、人権意識の醸成を図ることを目的としております。最初の「人権に関する作品募集事業」ですが、人権に関するキャッチコピーを募集し、優秀作品を様々な人権啓発の広報印刷物等に掲載するとともに、各区の人権啓発事業で活用してまいります。

次に、4ページから5ページの「人権の花運動」、「Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業」ですが、これは大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等で構成しております人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会の連携事業として、全国一斉に国の基本方針に沿って実施されており、引き続き実施してまいります。

次に6ページから7ページの「企業啓発推進事業」ですが、市内の企業・事業所等における人権啓発や人権研修の支援を行う事業です。より効果的な研修内容となるよう、テーマや講師選定を行うとともに、参加者の拡大につなげるものとしております。部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）、改正出入国管理及び難民認定法、あるいは労働施策総合推進法など、様々な法改正が行われてきたところでございますが、これらも踏まえまして、今日的な人権課題をテーマとした研修を実施しております。

今年度につきましては、コロナ禍ということもございまして、会場開催とオンラインによる開催を組み合わせ、計画的に研修を実施いたしました。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染による差別をなくしていく取組みとして、ホームページやSNSを通じて発信し、また市長出演の動画配信による周知啓発を行っているところでございます。

最後に、本日の資料には添付しておりませんが、各区においても、コロナ禍の制約はありますが、年間を通じて様々な啓発事業に取り組んでいるところでございます。

続きまして、資料の3に基づきまして、大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについてご説明いたします。

相談事業は、事業委託により、専門相談員を配置して実施しており、通常の間時間帯のほか、平日夜間だけではなく、日曜日・祝日にも窓口対応を行っているほか、区役所への出張相談や弁護士相談、さらに、他の専門相談機関と連携して解決支援等に当たるなど、より相談者ニーズに応じた相談体制としております。相談方法につきましては、電話・面談・FAX・手紙に加えて、平成29年度より、電子メールによる相談を行っております。

令和3年度の間組みでございしますが、複雑多様化している人権相談に対応し、実効性ある人権侵害の早期発見・救済を進めていくために、当センターの相談窓口の認知度の向上や、市民に身近な区役所における人権相談機能の充実、及び専門相談機関等とのネットワークの充実に向けて取り組んでまいりました。

まず、認知度の向上に向けての間組みですが、「当センターの存在を知っている」と答えたその割合につきましては、令和3年9月に実施いたしました「民間ネット調査」

では、30%を目標として取り組んだところ、17.8%という結果でございました。また、そのうち、「人権侵害を受けた場合、当センターに相談する」と答えた人の割合についても、50%を目標として取り組み、49.4%という結果でございました。いずれの項目も、平成30年度までは、目標の達成ができなかったものが、今年度については、認知度は目標を下回ったものの、有用性についてはほぼ達成したものと考えております。認知度につきましては引き続き、さらに向上するよう、これからも努めて参ります。

今年度の取組みにつきまして、(1)「人権相談窓口の認知度向上に向けた取組み」として、項番アから項番カに記載しているとおりますが、特にイに記載されております全ての世代において利用率が高いLINEなどSNSを活用した情報発信として、カード型加入登録用広報物を、大阪市立の小学校6年生と中学校3年生の保護者に加え、一昨年度から市立高等学校3年生の保護者にも配布し、LINE登録者数の新規100件以上を目標として取り組み、令和3年12月末現在の新規登録者数は、77件となっております。

次に、(2)「満足度向上に向けた取組み」につきましては、相談者アンケートで「相談が役に立った」、「どちらかといえば役に立った」と答えた人のうち、「解決につながる具体的な方策が得られた」、「問題の整理を図ることができた」、または「話を聞いてくれて気持ちが楽になった」と答えた人の割合が、今年度95%以上を目標として取り組み、令和3年12月末現在99.9%となっております。

次に(3)「区役所における人権相談機能の充実にに向けた継続的な取組み」としては、ケーススタディの事例研究内容の充実、区担当者のスキルアップを図るための相談担当者研修会を開催いたしました。また、今年度より区新任担当者向けの研修を実施し、業務知識の速やかな習得につながるよう支援を行いました。

次に(4)「専門相談機関等とのネットワークの充実にに向けた取組み」といたしまして、関係会議の開催による体制の連携強化を行うとともに、相談案件を通じたNPO団体等との連携の拡充を図っております。

続いて、令和3年12月末現在の相談実績ですが、電話相談等における実相談件数は1,991件、ひと月平均221件となっており、昨年度に比べて若干増加しております。また、相談内容を課題別に分けた課題別件数は2,470件となっております。これは1つの相談で複数の課題に関する相談があるため、課題別の方が実件数より479件多くなっております。

相談内容の主な特徴としましては、従来は障がい者に関する課題が多くありましたが、平成28年4月から施行された。障害者差別解消法が浸透し、障がい者基幹相談支援センターへの相談に移行していることがあり、かつてに比べて若干の減少の要因となっていると考えられます。今年度は、生活が25.5%、障がい者が24.9%、労働が17.7%と、相談の多い項目となっております。解雇の宣告を受けたとか、パワハラに関する相談、生活保護を受けているが生活費が足りない等々の相談がございます。

平成30年度より強化相談日を設け啓発に力を入れましたLGBTに関する課題の件

数は、平成 28 年度 10 件、平成 29 年度 23 件であったものが、平成 30 年度では 158 件と大幅に増加し、令和元年度 109 件、令和 2 年度 74 件、令和 3 年 12 月末現在では 27 件となっております。強化相談日を設けた平成 30 年度に大幅に伸びましたけれども、一定のボリュームではあるものの、相談件数はここ 3 年減少傾向でございます。また、その他の項目が 17.5%ありますけれども、これは特定頻回者からの会話が成立しない一方的な話、あるいは、相談内容の不明瞭なものが多数ございますので、件数が多くなっているところ です。

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、差別をなくしていく啓発とともに、人権相談にも積極的に取り組みました。感染していないか、あるいは感染しないかといった不安の声、感染者扱いを受けた、ワクチン接種を職場で求められたといった相談が寄せられたところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

三成 会長

はい。ありがとうございました。

では、何か、2 つの問題について、ご質問、ご確認、ご意見、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

ほそみ 委員

「大阪市人権だより KOKORO ねっと」の 47 号を、駅で手に入れたので見てみました。細かいことかも知れませんが、第 2 回「大阪市性の多様性尊重大賞」の受賞団体が決定しましたという記事ですが、確か、第 1 回の時は市長が出てこられていて、写真に写っておられたと思うのです。第 2 回は、真ん中に写っている方が副市長さんということですがけれども、パッと見たときにこの人は誰なのだろうと思いました。ホームページでご確認くださいとあったので、副市長の方だとわかったわけです。個人的に思ったのは、やっぱり何と言うのか、一般市民向けに載せる媒体で、市民の人が誰なのか認識できない人が真ん中に写っているっていうのは、広報媒体としてどうなのかなって思ったのと、ちょっと難しいかもしれないのですけれども、やっぱり市長がこういう誌面に載っているほうがインパクトはあると思いました。そのあたり、今回の場合であれば真ん中に写っているのは副市長の方ですとか、そういうふうな説明があってもよかったのではないかと思いました。

北邑 人権啓発・相談センター所長

はい。ありがとうございます。

授賞式の日程を決めることに関しては、いったん日程を決めたのですが、コロナ禍で

延期したこともあって、特別職の日程を調整するのに難しいところが多々ございました。今後、また副市長のほうから授与してもらおうようなことがあり得ることというふうを考えておりますけれども、今おっしゃっていただいたように、こういう形で取り上げていくことが重要だと思っていますので、取り上げていくにあたっては副市長から授与してもらいましたというように書いていきたいと思っております。

ほそみ 委員

こうやって多くの紙面に載せていただくことは、すごく大事だと思うので、今後も続けていただきたいなと思っております。

三成 会長

はい。ありがとうございました。

他、いかがでしょうか。ウェブ参加の委員の皆様、いかがですか、大丈夫ですか。

はい。こちらの方もよろしいですか。

では、今後とも、広報のあり方についてご配慮をしていただけたら、というふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

では議事を進めます。

議題2の個別の課題、「新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題について」ということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

森 人権企画課長

人権企画課長の森でございます。

私のほうから、資料4と、資料の別紙に基づきまして、新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題について、健康局・市民局と、資料としては連名にさせていただいておりますが、ご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年から国内で感染が広がったということで、もう丸2年という格好になっております。大きな恐怖心、不安感の中で、誤解や偏見に基づく差別やいじめ等の発生といったこともございました。

資料には令和2年度「人権問題に関する市民意識調査結果」を載せております。これは、昨年の上級委員会でも速報値として載せさせていただいたと思っておりますが、市民の方の高い関心が示されております。また、新型コロナウイルス感染症に関して、「人権上問題と思われる言動を受けたり、身近に見聞きしたりした経験がある」と答えた市民の割合が、回答者の10.2%あったということでございます。

今年度につきましては、先ほど申し上げましたように、令和3年の10月に調査を実施した「民間ネット調査」中の1問をこの新型コロナウイルス感染症関係に設定いたしました。「新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見などについて、今後どのよう

なことに気をつけるべきだと思いますか」という質問で、複数回答可ということでお答えをいただいたものです。

回答では、「新型コロナウイルス感染症の感染者及びその家族に対する差別・偏見」が48.8%で一番多く、「医療従事者や日常生活に不可欠な仕事に従事する方に対する差別偏見」が42.4%となっております。ひとつ回答をおきまして、「ワクチンを接種していない人に対する差別・偏見」というのが46.4%と、ワクチン接種が進展する中で大きな数値を示しております。

2ページの「大阪市の取組み」でございますけれども、「新型コロナウイルス感染症対策支援情報サイト」を立ち上げておりまして、まずこの感染症に対する正しい情報が大事ということで、情報発信に取り組んでいるということでございます。それとともに、さらなる差別やいじめ等が発生しないよう、市長による「STOP!コロナ差別」のメッセージ配信を行うなどの啓発活動を行っております。このメッセージ動画につきましては、先ほどの人権啓発・相談センターの資料に画像があったかと思っております。

2番目の相談窓口でございますけれども、健康局の新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口、市民局の大阪市人権啓発・相談センター、区役所の人権相談窓口ということで、引き続き設置しておるところでございます。

3番目の「シトラスリボンプロジェクト」でございます。シトラスリボンプロジェクトは、愛媛県の有志の方がつくられたプロジェクトで、コロナ禍に生まれた差別・偏見を耳にして、「ただいま」、「おかえり」の気持ちを表す活動を広めていくという取組みでございます。大阪市といたしましては、この趣旨に賛同して新型コロナウイルス感染症に起因した差別やいじめを許さない意思表示として、職場でのリボンの作成・着用やチラシの掲示などに関しまして、全庁的に取り組んでおるところでございます。昨年6月にもいったん報告しておりますが、引き続き別紙の資料を用意させていただいております。各所属におけるシトラスリボンの取組み実施状況ということで、すべての大阪市の所属の取組みを一覧にしております。また取組みの様子がわかる写真も、紙幅の都合上小さくなっておりますけれども、何枚か掲載させていただいております。

取組みの仕方も様々でございます。典型的なものは数字や丸印で表に記入しておりますが、その他の欄に各所属の判断で実施している内容を掲載しております。所属により職員数、施設、関係先、それぞれ規模が異なる中で、コロナ差別を許さないという同じ思いのもとで、特徴に応じた多様な取組みを進めているところです。

新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題につきましては、ご説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

三成 会長

はい。ありがとうございました。

それでは、この「新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題について」というテ

ーマに関して、ご意見、ご質問、ご確認はございませんでしょうか。ウェブの皆様もご質問ございませんでしょうか。

はい。着実に全庁的に取り組んでおられるということがよくわかりました。引き続き頑張ってくださいと思います。それでは、本日の議題は以上となります。

本日ご議論いただいた内容やご意見につきましては、今後、人権行政の取組みを進めるにあたって、十分に反映、活用していただくよう、事務局で検討のうえ、着実に実施を図っていただくよう、よろしくお願いいたします。

また、検討課題とされた内容、あるいは確認の必要があるとされた問題につきましては、事務局で検討のうえ、後日、委員の皆様にご報告いただくようお願いいたします。

委員の皆様どうもお疲れ様でございました。

それでは、事務局に司会進行をお返しいたします。

廣原 人権企画課担当係長

活発なご議論をいただき、誠にありがとうございました。次回の審議会は、6月ごろの開催を予定いたしております。委員の皆様方には事前に日程を調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第44回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。